

要領第 8 1 号

システム開発部長決定

平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日制定・施行

国民年金
厚生年金保険

年金給付関係業務取扱要領

(裁定編)

日本年金機構

改正経過一覧表

【 国民年金
厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領（裁定編）】

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
22. 12. 27 シ開指2010-94	平成 22 年度税制改正に伴う社会 保険オンラインシステムの業務処 理の取扱い（指示・依頼）	193-1	1	193-1	1	差替
		193-1-1	1	—	—	追加
		198-3, 4	2	198-3, 4	2	差替
		339-1, 2	2	339-1, 2	2	差替
		340, 401	2	340, 401	2	差替
		401-1	1	401-1	1	差替
		518, 542	2	518, 542	2	差替
		589, 590	2	589, 590	2	差替
		590-16, 17	2	590-16, 17	2	差替
		661-1	1	661-1	1	差替
		683-1	1	683-1	1	差替
		703-1	1	703-1	1	差替
		724-1	1	724-1	1	差替
23. 6. 24 基シ指2011-43	「住民基本台帳ネットワークを活 用した届出省略の実施」に伴う社 会保険オンラインシステム業務取 扱要領の一部改正（諸規程）	66	1	66	1	差替
		86	1	86	1	差替
		116	1	116	1	差替
		139	1	139	1	差替
		175	1	175	1	差替
		193	1	193	1	差替
		211	1	211	1	差替
		234	1	234	1	差替
		234-1	1	234-1	1	差替
		434-8	1	434-8	1	差替
23. 9. 26 基シ指2011-64	国民年金厚生年金保険年金給付関 係業務取扱要領（裁定編）等の一 部改正（諸規程）	45, 46	1	45, 46	1	差替
		163-1	1	163-1	1	差替
		191	1	191	1	差替
		202	1	202	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
23. 12. 22 基シ指2011-93	「全銀協システム6次更改に伴う年金振込事務の改善」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	67	1	67	1	差替
		—	—	68	1	削除
		69～70	2	69～70	2	差替
		87	1	87	1	差替
		—	—	88	1	削除
		89～90	2	89～90	2	差替
		116	1	116	1	差替
		—	—	117～118	2	削除
		119～120	2	119～120	2	差替
		140	1	140	1	差替
		—	—	141	1	削除
		142～143	2	142～143	2	差替
		176	1	176	1	差替
		—	—	177	1	削除
		178～179	2	178～179	2	差替
		181	1	181	1	差替
		183	1	183	1	差替
		185	1	185	1	差替
		189～193	6	189～193	6	差替
		197～198-1	3	197～198-1	3	差替
		211～212	2	211～212	2	差替
		—	—	213	1	削除
		214～221	9	214～221	9	差替
		224～225	2	224～225	2	差替
		231	1	231	1	差替
		233～234	2	233～234	2	差替
		238～240-1	4	238～240-1	4	差替
		243～245-1	4	243～245-1	4	差替
		365	1	365	1	差替
		373	1	373	1	差替
		476～478-1	4	476～478-1	4	差替
		480～482	3	480～482	3	差替
		484～485	2	484～485	2	差替
		520	1	520	1	差替
		541～547	7	541～547	7	差替
		569～601	52	569～601	52	差替
		665～666-1	3	665～666-1	3	差替

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
		668～669	2	668～669	2	差替
		671	1	671	1	差替
		682-1	1	682-1	1	差替
		686	1	686	1	差替
		690	1	690	1	差替
		702～703-1	3	702～703-1	3	差替
		705～706	2	705～706	2	差替
		708	1	708	1	差替
		723-1	1	723-1	1	差替
		728	1	728	1	差替
		732	1	732	1	差替
		735	1	735	1	差替
		743-4	1	743-4	1	差替
		743-6～7	2	743-6～7	2	差替
		743-10～	4	743-10～	4	差替
		743-12-1		743-12-1		差替
		743-15～16	3	743-15～16	3	差替
24. 4. 12 基シ指2012-23	「年金受給者へ送付する各種通知書 の見直しに係るシステム開発【フェ ーズ2】（記録管理システム）」に伴 う社会保険オンラインシステム業務 取扱要領の一部改正（諸規程）	615	1	615	1	差替
		625	1	625	1	差替
		634	1	634	1	差替
24. 7. 6 基シ指2012-42 注；24. 5. 7 か ら適用	「事務処理誤り総合再発防止策（旧 三共済（J R、J T、N T T）及び 農林共済の誤裁定防止策）の実施」 に伴う社会保険オンラインシステム 業務取扱要領の一部改正（諸規程）	288	1	288	1	差替
24. 9. 14 基シ指2012-61	「国民年金保険料の納付可能期間の 延長」に伴う社会保険オンラインシ ステム業務取扱要領の一部改正（諸 規程）	292-1-3	1	—	—	追加
		294-0	1	294-0	1	差替
		350	1	350	1	差替
		353	1	353	1	差替
		373-1	1	—	—	追加
		413	1	413	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
24.10.12 基シ指2012-69	「年金給付・時効援用に係る取扱い の変更に伴うシステム開発」に伴う 社会保険オンラインシステム業務取 扱要領の一部改正（諸規程）	4	1	4	1	差替
		193-1	1	193-1	1	差替
		234-1	1	234-1	1	差替
		342-10	1	342-10	1	差替
		401	1	401	1	差替
		437-1	1			追加
		438	1	438	1	差替
		455-1	1	455-1	1	差替
		478-1	1	478-1	1	差替
		482	1	482	1	差替
		485	1	485	1	差替
		498	1	498	1	差替
		507	1	507	1	差替
		507-1	1			追加
		666	1	666	1	差替
		666-1	1	666-1	1	差替
		669	1	669	1	差替
		671	1	671	1	差替
		683	1	683	1	差替
		687	1	687	1	差替
		691	1	691	1	差替
		703	1	703	1	差替
		703-1	1	703-1	1	差替
		706	1	706	1	差替
		708	1	708	1	差替
		724	1	724	1	差替
		729	1	729	1	差替
		733	1	733	1	差替
		736	1	736	1	差替
		743-4～5	2	743-4～5	2	差替
		743-7	1	743-7	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
24. 12. 14 基シ指2012-87	「平成 23 年度税制改正及び復興財 源確保法の対応に伴うシステム開 発」に伴う社会保険オンラインシス テム業務取扱要領の一部改正（諸規 程）	193-1-1	1	193-1-1	1	差替
		198-3, 4	2	198-3, 4	2	差替
		339	1	339	1	差替
		339-1, 2	2	339-1, 2	2	差替
		-	-	340～	3	削除
				340-1, 2		
		402	1	402	1	差替
		435-1	1	435-1	1	差替
		518	1	518	1	差替
		542	1	542	1	差替
		589-590	2	589-590	2	差替
		590-16, 17	2	590-16, 17	2	差替
		661-1	1	661-1	1	差替
		683-1	1	683-1	1	差替
24. 12. 27 基シ指2012-97	社会オンラインシステム移管時より 被保険者記録の期間が重複していた 場合の業務処理方法の記載に伴う業 務取扱要領の一部改正（諸規程）	703-1	1	703-1	1	差替
		724-1	1	724-1	1	差替
25. 3. 29 基シ指2013-28	「基礎年金番号の重複付番の発生防 止に係るシステム開発」に伴う社会 保険オンラインシステム業務取扱要 領の一部改正（諸規程）	49	1	49	1	差替
		62	1	62	1	差替
		83	1	83	1	差替
		83-1	1	83-1	1	差替
		106	1	106	1	差替
		131	1	131	1	差替
		159	1	159	1	差替
		199	1	199	1	差替
		344	1	344	1	差替
		362-3	1	362-3	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
	「記録管理システムの機能改善に係るシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	683	1	683	1	差替
		685	1	685	1	差替
		687	1	687	1	差替
		689	1	689	1	差替
		691	1	691	1	差替
		724	1	724	1	差替
		726	1	726	1	差替
		728	1	728	1	差替
		729	1	729	1	差替
		731	1	731	1	差替
		733	1	733	1	差替
		736	1	736	1	差替
		739	1	739	1	差替
	「特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ等の実施に伴うシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	4	1	4	1	差替
		170～170-1	2	170～170-1	2	差替
		173～176	4	173～176	4	差替
		179～185	7	179～185	7	差替
		189～192-1	5	189～192-1	5	差替
				192-2	1	削除
		193～193-1	2	193～193-1	2	差替
				193-1-1	1	削除
		198-2	1	198-2	1	差替
		289～289-1	2	289～289-1	2	差替
		292-1-3	1	292-1-3	1	差替
		292-1-4	1			追加
		341	1			追加
		341-1, 2	2			追加
		382	1	382	1	差替
		420-1～2	2	420-1～2	2	差替
		425	1	425	1	差替
		427～427-1	2	427～427-1	2	差替
		427-2～3	2			追加
		434	1	434	1	差替
		434-8-1	1	434-8-1	1	差替
		453～453-1	2	453～453-1	2	差替
		476～478-1	4	476～478-1	4	差替
		498	1	498	1	差替

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
		501～502	2	501～502	2	差替
		504-1	1	504-1	1	差替
		509	1	509	1	差替
		665～666-1	3	665～666-1	3	差替
		682	1	682	1	差替
		702～703-1	3	702～703-1	3	差替
		723	1	723	1	差替
		743-14	1	743-14	1	差替
		743-16	1	743-16	1	差替
		743-16-1	1	743-16-1	1	差替
	「端末の操作性・利便性向上のためのシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	743-4	1	743-4	1	差替
		743-5	1	743-5	1	差替
				743-6	1	削除
		743-7	1	743-7	1	差替
	（留意事項の追加及び見直し）	18-19	2	18-19	2	差替
		45	1	45	1	差替
		77	1	77	1	差替
		100	1	100	1	差替
		125	1	125	1	差替
		152	1	152	1	差替
				198-3～4	2	削除
		203	1	203	1	差替
		225	1	225	1	差替
		233	1	233	1	差替
		288	1	288	1	差替
		288-1	1			追加
		292	1	292	1	差替
		292-1-3	1	292-1-3	1	差替
		299, 299-1	2	299, 299-1	2	差替
		339-3～4	2			追加
		340, 342	2			追加
				342-1～10	10	削除
		518	1	518	1	差替
		683-1	1	683-1	1	差替
		724-1	1	724-1	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
25.9.18 基シ指 2013-78	「成年後見人等の事務処理の改善」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	342-1	1	-	-	追加
26.1.10 基シ指 2014-3	社会保険オンラインシステム移管時より被保険者記録の期間が重複していた場合の業務処理方法の記載の修正に伴う業務取扱要領の一部改正（諸規程）	49	1	49	1	差替
26.2.12 基シ指 2014-12	「被保険者期間が重複している場合における取扱い」及び「老齢基礎年金の一部繰上げ請求時における特例支給開始年齢の入力」の記載内容見直しに伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	45～46	2	45～46	2	差替
		191～192-1	3	191～192-1	3	差替
		192-2～3	2	192-2～3	2	追加
		341-2	1	341-2	1	差替
26.3.19 基シ指 2014-24	「年金機能強化法（年金給付関係）の対応」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	77	1	77	1	差替
		100	1	100	1	差替
		125	1	125	1	差替
		152	1	152	1	差替
		193	1	193	1	差替
		210	1	210	1	差替
		224	2			追加
		～225				
		235	7	235	7	差替
		～240-1		～240-1		
		240-2	1			追加
		241	5	241	5	差替
		～245		～245		
		245-1	1	245-1	1	削除
		286	1	286	1	差替
		286-1	1			追加
		290	2	290	2	差替
		～291		～291		

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
26. 3. 19 基シ指 2014-24	「年金機能強化法（年金給付関係）の対応」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	292-1-5	1			追加
		292-2	1	292-2	1	差替
		364	1	364	1	差替
		372	1	372	1	差替
		373-1	1	373-1	1	差替
		373-2	1			追加
		412	1	412	1	差替
		412-1	1			追加
		420-2	2	420-2	2	差替
		～421		～421		
		424	2	424	2	差替
		～424-1		～424-1		
		427-3	1	427-3	1	差替
		432	2	432	2	差替
		～432-1		～432-1		
		434	1	434	1	差替
		454-1	1			追加
		455	1	455	1	差替
		480	1	480	1	差替
		483	2	483	2	差替
		～484		～484		
		508	1	508	1	差替
		750	1	750	1	差替
		754	1	754	1	差替
26. 5. 12 基シ指 2014-35	老齢基礎年金受給権者死亡による遺族基礎年金と短期要件による遺族厚生年金の取扱いに伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	226	2	226	2	差替
		～227		～227		
26. 12. 19 基シ指 2014-93	退職共済年金の受給権者が旧法該当者である場合の遺族厚生年金の取扱いに伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	199-1	1	199-1	1	差替
		203	1	203	1	差替
		217	1	217	1	差替
		237	1	237	1	差替
		238	1	238	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
27.3.30 基シ指 2015-27	厚年法等改正法（第3号不整合記録関連対処部分）の施行に伴うシステム開発（その1）」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	750 ～751	2	750 ～751	2	差替
27.4.24 基シ指 2015-37	年金証書受払簿の様式変更に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	19	1	19	1	差替
27.9.18 基シ指 2015-71	「被用者年金一元化等の対応に伴うシステム開発」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	4～4-2	2	4～4-2	2	差替
		160	1	160	1	差替
		162～163-1	3	162～163-1	3	差替
		163-3～164	2	163-3～164	2	差替
		170～177	9	170～177	9	差替
		-	-	178	1	削除
		179～184	6	179～184	6	差替
		184-1	1	-	-	追加
		185～191	7	185～191	7	差替
		191-1	1	-	-	追加
		192	1	192	1	差替
		192-3～	10	192-3～	10	差替
		198-2		198-2		
		198-3～	3	-	-	追加
		198-5				
		200～203	5	200～203	5	差替
		204～206	3	204～206	3	差替
		208～213	6	208～213	6	差替
		-	-	214	1	削除
		215～219	6	215～219	6	差替
		221	1	221	1	差替
		224	1	224	1	差替
		226～233	8	226～233	8	差替
		233-1	1	-	-	追加
		234～238	6	234～238	6	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚 数	頁	枚数	
27.9.18 基シ指 2015-71	「被用者年金一元化等の対応に伴うシステム開発」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	238-1～	2	-	-	追加
		238-2				
		239	1	239	1	差替
		292-1-2～	2	292-1-2～	2	差替
		292-1-2-1		292-1-2-1		
		342～342-1	2	342～342-1	2	差替
		342-2	1	-	-	追加
		362-4	1	-	-	追加
		374～375	2	374～375	2	差替
		386～387	2	386～387	2	差替
		387-1	1	-	-	追加
		396～397	2	396～397	2	差替
		401	1	401	1	差替
		409～412	4	409～412	4	差替
		414	1	414	1	差替
		423	1	423	1	差替
		424-1	1	424-1	1	差替
		432-1	1	432-1	1	差替
		436	1	436	1	差替
		436-1	1	-	-	追加
		437	1	437	1	差替
		440	1	440	1	差替
		442	1	442	1	差替
		445	1	445	1	差替
		447	1	447	1	差替
		453	1	453	1	差替
		453-0-1	1	-	-	追加
		458	1	458	1	差替
		459-0-1～	7	-	-	追加
		459-0-7				
		459-3	1	-	-	追加
		473	1	473	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
27.9.18	「被用者年金一元化等の対応に伴うシステム開発」についての 社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正(諸規程)	475	1	475	1	差替
基シ指 2015-71		477～478	2	477～478	2	差替
		479	1	479	1	差替
		481～482	2	481～482	2	差替
		484	1	484	1	差替
		486	1	486	1	差替
		503	1	503	1	差替
		504-1	1	504-1	1	差替
		521-1	1	-	-	追加
		522	1	522	1	差替
		-	-	523～547	38	削除
		567	1	567	1	差替
		585～590-2	8	585～590-2	8	差替
		590-2-01～	2	-	2	追加
		590-2-02				
		590-3～	17	590-3～	17	差替
		590-19		590-19		
		590-20～	3	-	3	追加
		590-22				
		591～598	8	591～598	8	差替
		598-1～	4	-	4	追加
		598-4				
		599～601	3	599～601	3	差替
		613	1	613	1	差替
		634	1	634	1	差替
		634-1	1	-	-	追加
		648～649	2	648～649	2	差替
		664	1	664	1	差替
		666～667	3	666～667	3	差替
		669	1	669	1	差替
		673	1	673	1	差替
		683	1	683	1	差替
		685	1	685	1	差替
		687	1	687	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
27. 9. 18 基シ指 2015-71	「被用者年金一元化等の対応に伴うシステム開発」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	689	1	689	1	差替
		703～	2	703～	2	差替
		703-1		703-1		
		706	1	706	1	差替
		710	1	710	1	差替
		724	1	724	1	差替
		726	1	726	1	差替
		729	1	729	1	差替
		731	1	731	1	差替
		739	1	739	1	差替
		743-4	1	743-4	1	差替
		743-7	1	743-7	1	差替
		743-14～	2	743-14～	2	差替
		743-15		743-15		
		743-17～	6	-	-	追加
		743-22				
		751～	2	751～	2	差替
		751-1		751-1		
		756	1	756	1	差替
27. 10. 16 基シ指 2015-80	「旧法国民年金 老齢・通算老齢年金請求書の様式変更」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規定）	63～67	5	63～67	5	差替
		69～70	2	69～70	2	差替
		72～75	4	72～75	4	差替
		75-1	1	-	-	追加
		76～77	2	76～77	2	差替
		84	1	84	1	差替
		84-1	1	-	-	追加
		85～87	3	85～87	3	差替
		89～92	4	89～92	4	差替
		95～100	6	95～100	6	差替
		100-1	1	-	-	追加
		507	1	570	1	差替
		569～576	8	569～576	8	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業 務 処 理 名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
28.3.23 基シ指 2016-9	「事業運営改善法による特例 保険料（特定事由）及び特定 付加保険料の納付等の特例制 度の創設」に伴う社会保険オ ンラインシステム業務取扱要 領の一部改正（諸規程）	4	1	4	1	差替
		288-1	1	288-1	1	差替
		292-1-3～	2	292-1-3～	2	差替
		292-1-4		292-1-4		
		294-0	1	294-0	1	差替
		294-0-1～	2	-	-	追加
		294-0-2				
		299-2	1	-	-	追加
		350	1	350	1	差替
		412～	2	412～	2	差替
		412-1		412-1		
		459-0-8	1	-	-	追加
	「厚年法等改正法（第3号不 整合記録関連対処部分）の施 行に伴うシステム開発（その 2）」についての社会保険オン ラインシステム業務取扱要領 の一部改正（諸規程）	459-0-9～	3	-	-	追加
		459-0-11				
28.3.25 基シ指 2016-10	業務取扱要領の記載内容改善	184-1	1	184-1	1	差替
		217-1	1	217-1	1	差替
		291	1	291	1	差替
		292-1-2-1	1	292-1-2-1	1	差替
		292-1-6～	3	-	-	追加
		292-1-8				
		294-0-1	1	294-0-1	1	差替
		294-0-1-1～	4	-	-	追加
		294-0-1-4				
		340	1	340	1	差替
		342～	2	342～	2	差替
		342-1		342-1		
		342-2～	2	-	-	追加
		342-3				
	被保険者記録照会回答票の表 示方法の見直しに伴うシステ ム改修	750	1	750	1	差替
		751-1	1	751-1	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

国民年金
厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領

(裁定編)

[第1部 業務処理詳細説明書]

目 次

用語・記号の説明

第1章 総 則	9
第1節 目 的	11
第2節 構 成	11
第3節 裁定事務の概要	12
1. 請求書等に関する事務の概要	12
2. 裁定事務の流れ	13
第4節 作業計画	14
第5節 共通事項	15
1. 裁定請求書の事務処理	15
2. 年金証書受払の事務処理	18
3. 書類の整理・保管及び保存期間	20
4. 処理サイクル	22
第2章 業務処理	23
第1節 入出力帳票の種類	25
1. 入力帳票の種類	25
2. 出力帳票の種類	27
第2節 機器の操作	28
第3節 被保険者記録の整備	29
1. 被保険者記録の確認・審査事務について	29
2. 被保険者期間の認定について	43

3. 被保険者期間が重複している場合の取扱い	45
4. 脱退手当金等の一時金支給記録がある場合の取扱い	50
5. 厚生年金保険第四種被保険者、船員保険年金任意継続被保険者及び 高齡任意加入被保険者記録の取扱い	52
6. 共済組合移管済記録がある場合の取扱い	53
7. 国民年金特別一時金支給記録がある場合の取扱い	59
8. 船員保険手帳記号番号のないものの取扱い	60
9. 船員保険戦時加算の取扱い	61
第4節 国民年金老齡年金裁定請求書㊦の処理	62
1. 記録確認	62
2. 事前審査	62
	[78 頁～82 頁欠]
第5節 国民年金通算老齡年金裁定請求書㊦の処理	83
1. 記録確認	83
2. 事前審査	83
	[101 頁～105 頁欠]
第6節 厚生年金保険老齡年金裁定請求書㊦の処理	106
1. 記録確認	106
2. 事前審査	106-1
第7節 厚生年金保険通算老齡年金裁定請求書㊦の処理	131
1. 記録確認	131
2. 事前審査	131-1
	[154 頁～158 頁欠]
第8節 国民年金・厚生年金保険老齡給付裁定請求書の処理	159
1. 記録確認	159
2. 事前審査	159-1
	[165 頁～167 頁欠]
3. 裁定請求書の入力	194

第9節 国民年金・厚生年金保険遺族給付裁定請求書の処理	199
1. 記録確認	199
2. 事前審査	199-1
3. 裁定請求書の入力	235
第10節 国民年金・厚生年金保険遺族給付裁定請求書（別紙）の処理	241
第11節 裁定請求書（追加記録）の処理	246
第12節 国民年金・厚生年金保険老齢給付・遺族給付裁定請求取 ^{項目訂正} 消 ^{項目訂正} 処理票の処理	248
第13節 国民年金・厚生年金保険遺族給付裁定請求取 ^{項目訂正} 消 ^{項目訂正} 処理票（別紙）の処理	251
第14節 裁定請求取 ^{項目訂正} 消 ^{項目訂正} 処理票（追加記録）の処理	253
第15節 裁定請求書入力完了処理	255
第16節 国民年金・厚生年金保険老齢給付・遺族給付裁定請求等記録照会処理票の処理	257
第17節 年金証書等の出力処理	258
1. 年金証書等の出力処理	258
第18節 裁定等事故処理	260
	[262 頁～285 頁欠]
第19節 却下・不支給の処理について	301
1. 却下・不支給の処理が機械処理により行われる場合	301
2. 手作業による不支給の処理の場合	301
第20節 特殊な取扱い	306
1. 新規裁定時の未支給請求書の取扱い	306
2. 旧令共済組合員期間の履歴申立による取扱い	307
3. 恩給証書の起算年月の取扱い	310
4. 障害認定及び因果関係の取扱い	315
5. 新規裁定時の受給選択申出書の取扱い	321
6. 公的年金制度から年金を受けているときの取扱い	322

7. 船員保険の被保険者期間を有する者の裁定請求書の取扱い	324
8. 外国居住者から裁定請求書が提出された場合の取扱い	325
9. 送達不能の年金証書の取扱い	327
10. 重婚的内縁関係の取扱い	328
11. 保険事故が第三者行為によるものの取扱い	332
12. 裁定請求時における扶養親族等申告書の取扱い	339
13. 65歳以降に裁定請求を行う者が繰下げの意志を有する場合の取扱い	340
14. 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢が引き上げられる混在者の一部繰上げ請求の取扱い	341
15. 老齢厚生年金または遺族厚生年金受給権者で各共済組合等から支給される年金額等の確認が必要となる者の取扱い	342
16. 時効特例法施行後（平成19年7月7日以降）における時効の援用の取扱い	342-2
17. 新規裁定と同時に成年後見人等から変更申出書の提出があった場合の取扱い	342-12

第21節 裁定中表示が登録されている国民年金被保険者ファイル

に補正を行う必要が生じた場合の取扱いについて	343
------------------------	-----

第22節 統合共済の被保険者記録を有する者の裁定請求書の取扱い

344-1

第23節 新法新裁予定者記録照会の処理

344-16

第24節 加給年金額・老齢基礎年金の額の加算（振替加算）に係る取扱い

[341頁～344頁欠]

第3章 エラーメッセージ等

345

第1節 エラーメッセージの見方

347

第2節 エラーメッセージが表示された場合の措置

347

第3節 エラーメッセージ一覧

348

1. エラーコードのないもの	349
----------------	-----

2. エラーコードのあるもの	363
----------------	-----

[383頁～384頁、398頁～399頁、443頁～444頁欠]

3. 平成27年9月24日システム稼働による新規追加エラーメッセージ	459-0-1
------------------------------------	---------

4. 平成28年3月28日システム稼働による新規追加エラーメッセージ	459-0-8
------------------------------------	---------

第4節 条件付正常終了メッセージの見方

459-1

第5節 条件付正常終了メッセージが表示された場合の措置

459-1

第6節 主な条件付正常終了メッセージ一覧	459-2
	[460 頁～472 頁欠]

第4章 入力項目・入出力コード	473
-----------------------	-----

第1節 入力項目一覧	475
------------------	-----

第2節 入出力コード一覧	496
--------------------	-----

用語・記号の説明

この要領で使用している用語及び記号の説明は、次のとおりである。

1. 用 語

(1) ファイルの種類

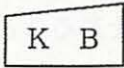
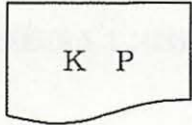
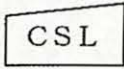
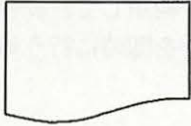
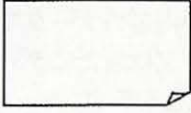
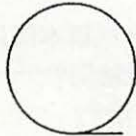
用 語	説 明
基礎年金番号管理 フ ァ イ ル	基礎年金番号を付番した者の本人基本情報及び本人の適用・給付状態について収録しているファイル进行。
基礎年金番号索引 フ ァ イ ル	基礎年金番号を氏名及び生年月日等で索引を可能にするためのファイル进行。
国民年金被保険者 フ ァ イ ル	国民年金の全被保険者の年金手帳の基礎年金番号、資格記録及び納付記録を収録しているファイル进行。
健保厚年現存被保険 者 フ ァ イ ル	健康保険・厚生年金保険の現存被保険者の資格記録及び被扶養者記録等を社会保険事務所ごとに収録しているファイル进行。
厚年喪失被保険者 フ ァ イ ル	厚生年金保険の全被保険者の年金手帳の基礎年金番号及び資格を喪失した被保険者の資格記録等を収録しているファイル进行。
健保厚年事業所 フ ァ イ ル	健康保険・厚生年金保険の適用事務所の適用年月日、名称、所在地、管掌区分を収録しているファイル进行。
船保厚年被保険者 フ ァ イ ル	船員保険の全被保険者の年金手帳の基礎年金番号及び資格記録等を収録しているファイル进行。
裁定請求書ファイル	裁定請求書の内容を収録しているファイル进行。
支払機関ファイル	金融機関名称、郵便局名及び郵便番号等を収録しているファイル进行。

(2) 年金制度の種類

種 類	説 明
旧法国年	昭和 60 年法律第 34 号第 1 条の規定による改正前の国民年金法进行。
旧法厚年	昭和 60 年法律第 34 号第 3 条の規定による改正前の厚生年金保険法进行。
新 法	昭和 60 年法律第 34 号第 1 条・第 3 条の規定による改正後の国民年金法及び厚生年金保険法进行。
共 済	平成 8 年法律第 82 号の規定による改正後国共済法、改正前国共済法及び旧国共済法または平成 13 年法律第 101 号の規定により廃止される前の農林漁業団体職員共済組合法及び昭和 60 年法律第 107 号の規定により改正される前の農林漁業団体職員共済組合法进行。

なお、要領中「現存被保険者ファイル（国年）」、「喪失被保険者ファイル（国年）」、「沖縄特別措置対象者ファイル」とあるのは、「国民年金被保険者ファイル」と読み替える。

2. 処理手順の記号

記 号	説 明	記 号	説 明
	窓口装置(IWM、PWM)のキーボードからのデータの入力及び業務処理の指示を示す。		漢字プリンタによる帳票の作成を示す。
	コンソールからの業務処理の指示を示す。		事務処理機器で作成される帳票を示す。
	各種届書、請求書等の入力帳票を示す。		磁気ディスクに収録されているファイルを示す。
	窓口装置(IWM、PWM)のディスプレイ画面への照写を示す。		磁気テープに収録されているファイル及び磁気テープを示す。
	コンソールのディスプレイ画面への照写を示す。		通信回線によるデータ送受信を示す。

記 号	説 明	記 号	説 明
	電子計算機器による処理を示す。	配 信	機構本部(三鷹)の配信ファイルからデータを送ることを示す。
即時処理	通信回線を利用して、問合せから応答までを即時に行う処理を示す。	検 索	ファイルに収録されているデータを索出し、ディスプレイ画面又は帳票に出力することを示す。
一括処理	大量のデータを集めて集中的に行う処理を示す。	更 新	ファイルに収録されているデータを新しい内容のデータで置き換えること又は新たにデータを登録することを示す。
中 継	年金事務所と機構本部(高井戸)の電子計算組織間のデータを中継することを示す。	編 集	出力帳票又は磁気記録媒体に合ったフォーマットにデータを準備することを示す。
審 査	入力された裁定請求書の要件審査を行うことを示す。	内容検査	裁定請求書の内容について項目の単独検査又は項目間の妥当性の検査を行うことを示す。

第1章 総

則

第1節 目 的

この要領は、年金事務所又は事務センターにおける事務処理機器を使用して行う国民年金・厚生年金保険の年金給付関係の裁定業務の取扱いを定めたものである。

第2節 構 成

この要領は、第1部及び第2部で構成されており、第1部は4章からなり、第1章には目的、構成及び共通的な事項等を、第2章には裁定業務処理の内容を、第3章にはエラーメッセージを、第4章には入力項目、入出力コード及びファイル収録項目の一覧をとりまとめている。

また、第2部は、入出力帳票の様式及びディスプレイ画面の様式を収録している。

第3節 裁定事務の概要

1 請求書等に関する事務の概要

〈新 法〉

(1) 請求者から提出された裁定請求書及び市区町村から「国民年金市町村事務処理基準」に定める手続きを経て送付のあった裁定請求書は、受付、記載内容の点検、被保険者記録の確認・補正及び内容審査を行った後、処理手順に従って窓口装置から入力を行う。

(2) 入力された裁定請求書及び機構本部（三鷹）において付加された被保険者記録は、機構本部（高井戸）の裁定請求書ファイルに収録されるとともに、裁定入力の処理結果が年金事務所の窓口装置に照写される。その後、週1回裁定処理が行われ、その結果が年金事務所に配信される。

なお、処理結果が事故となったものについては、「第2章第23節新法新裁予定者記録照会」に基づき事故内容を確認し、審査のうえ、必要に応じて「裁定請求^{項目訂正}取^{取消}処理票」を作成し、処理手順に従って窓口装置から入力を行う。

(3) 入力が完了した裁定請求書は、事務処理機器を使用して作成した処理結果リストにより、処理結果の確認を行う。

確認の結果、誤りがあったものについては「裁定請求^{項目訂正}取^{取消}処理票」を作成し、処理手順に従って窓口装置から入力を行う。

(4) 機構本部（高井戸）から週1回配信された年金証書等は、事務処理機器を使用して作成する。

作成した年金証書・裁定通知書、裁定者一覧表、不支給通知書は、点検のうえ、請求者等に送付する。

また、裁定事故者一覧表を作成したものについては、審査のうえ、必要に応じて「裁定請求^{項目訂正}取^{取消}処理票」を作成し、処理手順に従って窓口装置から入力を行う。

〈旧 法〉

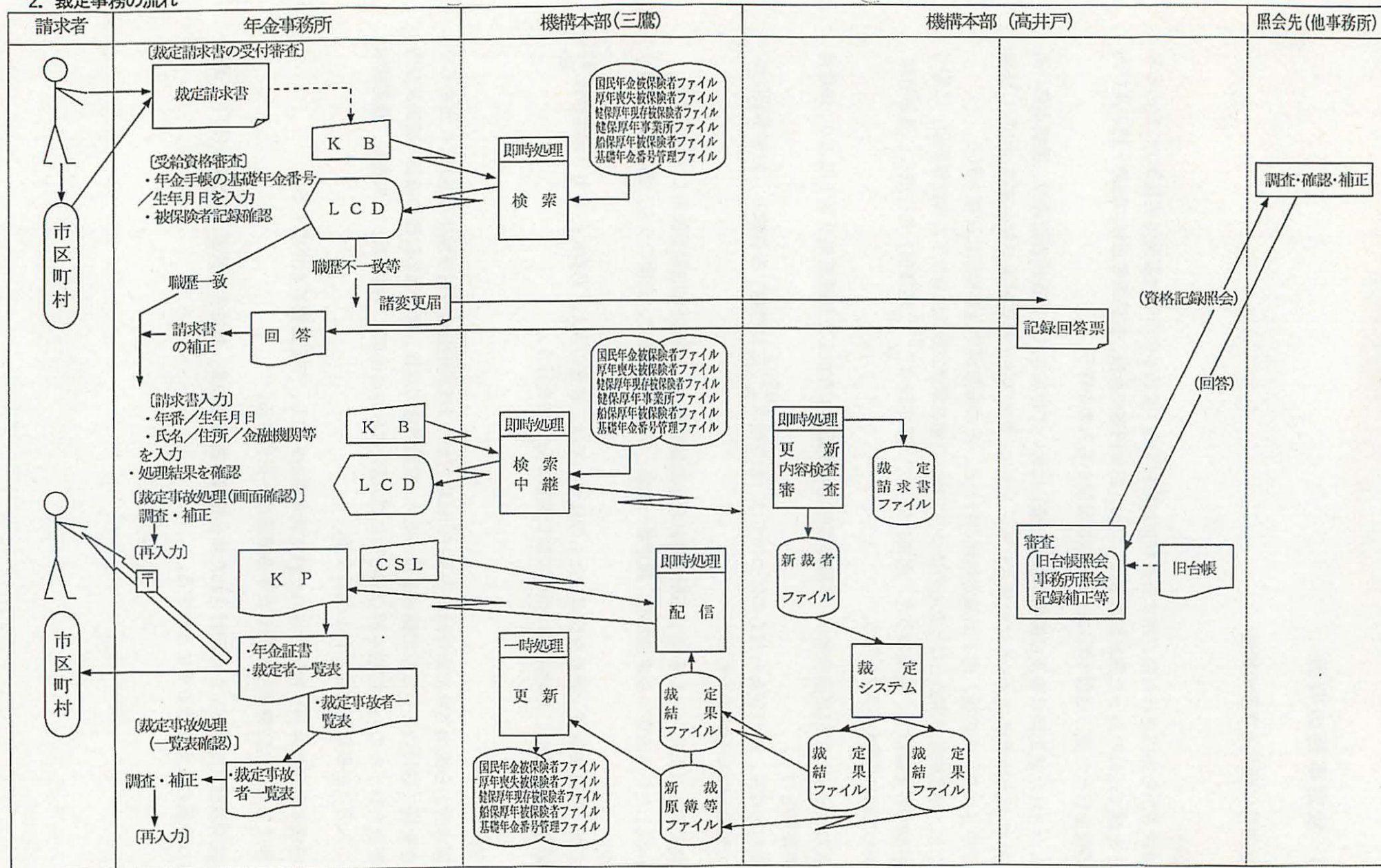
(1) 請求者から提出された裁定請求書及び市区町村から「国民年金市町村事務処理基準」に定める手続きを経て送付のあった裁定請求書は、受付、記載内容の点検、被保険者記録の確認・補正及び内容審査を行ったのち、機構本部（高井戸）に様式第117号の進達票に「回付票」と朱書し、裁定請求書の入力に必要な部分を添付し回付する。

(2) 機構本部（高井戸）は回付された裁定請求書を入力し、年金証書等を作成する。

作成した年金証書等は回付した年金事務所へ送付する。

(3) 機構本部（高井戸）から回付された年金証書・裁定通知書、裁定者一覧表、不支給（却下）通知書は点検のうえ請求者等に送付する。

2. 裁定事務の流れ



第4節 作 業 計 画

裁定関係事務に係る作業計画は、事業計画に基づき、事務処理計画書(システム運用関係業務取扱要領参照)を作成することにより行う。

第5節 共 通 事 項

1. 裁定請求書の事務処理

(1) 受 付

① 市区町村経由の裁定請求書

- ア. 国民年金関係書類送付書（以下「送付書」）に受付印を押印し、受付年月日及び受付番号を記入する。
- イ. 送付書に記載されている裁定請求書（以下、「請求書」）の件名及び件数と送付された請求書の件名及び件数を突合する。
- ウ. 請求書の指定欄に受付印を押印し、受付年月日、整理番号及び進達番号を記入する。
- エ. 受付処理簿（様式第1号）に整理番号、受付年月日、市区町村名、基礎年金番号、氏名、進達番号を記入する。
- オ. 送付された請求書が返戻したものである場合は、当該受付処理簿の処理経過欄に再受付年月日を記入する。
- カ. 請求書の記載事項及び添付書類を点検する。
- キ. 点検の結果、次に該当する場合は受付処理簿の処理経過欄に返戻年月日、備考欄に返戻の理由を記入し、当該請求書を市区町村へ返戻する。
 - （ア）請求書の記載事項に補正することができない程度の記載もれ又は記載誤りがあるとき。
 - （イ）添付書類に著しい不備があるときまたは添付すべき書類が添付されていないとき。

② 市区町村経由以外の裁定請求書

- ア. 請求書の所定欄に受付印を押印し、受付年月日及び進達番号を記入する。
なお、受付印は年金事務所名等を明らかにしたものを使用すること。
- イ. 受付処理簿（様式第1号）に整理番号、受付年月日、基礎年金番号、氏名、進達番号を記入する。
- ウ. 他の年金事務所等に提出すべき裁定請求書であっても、受付印を押印して受理し、点検・補正のうえ、管轄の年金事務所等に回送するとともに受付処理簿の処理経過欄に回送年月日を、また備考欄に回送先を記入する。
- エ. 提出された請求書が返戻したものである場合は、当該受付処理簿の処理経過欄に再受付年月日を記入する。
- オ. 請求書の記載事項及び添付書類を点検する。
- キ. 点検の結果、請求書の記載事項に補正することができない程度の記載もれ等がある場合、あるいは添付書類に著しい不備がある場合又は添付すべき書類が添付されていない場合は請求者に通知するとともに、受付処理簿の処理経過欄に本人通知年月日を、備考欄に理由を記入する。

③ 受付処理簿

受付処理簿は、旧法国年、旧法厚年、新法老齢給付及び新法遺族給付ごとに別葉とする。

(2) 記録の確認及び審査

受付処理の終了後、請求書の記載に基づき窓口装置により、被保険者記録の確認及び内容審査を行う。

なお、具体的な処理方法は各裁定請求書の処理によるものとする。

また、統合共済組合機関（NTT・JR・JT・農林）に係る記録を有する裁定請求については「第 22 節 統合共済の被保険者記録を有する者の裁定請求書の取扱い」を参照し処理を行う。

(3) 入 力(回付)

新法については被保険者記録の確認及び審査の終了後、窓口装置から入力処理を行い受付処理簿の入力年月日欄に記入する。

なお、具体的な入力方法は各裁定請求書の処理によるものとする。

旧法は、様式 117 号の進達票に「回付票」と朱書きし、裁定請求書の入力に必要な部分を添付し、機構本部（高井戸）に回付する。

(4) 確 認

請求書の処理を行ったときは、窓口装置のディスプレイ画面により処理結果の確認を行うとともに、処理結果リストとの突合・確認を担当者と担当者以外の者との相互チェックにより確実に行うこと。

突合・確認の結果、入力誤りが判明したときは、裁定請求項目訂正処理等を行うこと。

(5) 決 裁

請求書の入力処理が終了したときは、次の処理を行うこと。

① 新法については、決裁伺を作成し、請求書、処理した結果作成された帳票及び年金証書受付簿を添えて、決裁を受ける。

旧法は、決裁伺を作成し、請求書、機構本部（高井戸）より送付された帳票及び年金証書受付簿を添えて決裁を受ける。

② 裁定者一覧表により、裁定年月日を受付処理簿の裁定年月日欄に記入する。

③ 却下又は不支給の処分の決裁を受けたものについては、備考欄にその旨及び決定年月日を記入すること。

(6) 送 付

決裁が終了した年金証書等の出力帳票は次により受給権者等に対して速やかに送付する処置を行うこと。

- ① 年金証書・裁定通知書は受給権者に送付する。また市区町村受付分に係る請求書である場合は、市区町村に裁定者一覧表を送付する。
- ② 不支給（却下）通知書の内容を確認し、請求者に送付する。市区町村受付分については、市区町村にも送付する。

(7) 事務処理の必達目標

裁定請求者を受理してから、年金証書が請求者に届くまでの所要日数については、「日本年金機構サービス改善規程」（規程第9号、22.1.1制定・施行）の「サービススタンダード実施要領」によること。

受 付 処 理 簿

(様式第1号)

整理番号 受付年月日	市区町村	基礎年金番号	氏 名	処理経過		入力年月日	裁定年月日	進達番号	備 考	遅延 理由
				返戻 (回送)	再受付					
		—		..	..	..	..			
..		—		..	..	..	..			
		—		..	..	..	..			
..		—		..	..	..	..			
		—		..	..	..	..			
..		—		..	..	..	..			
		—		..	..	..	..			
..		—		..	..	..	..			
		—		..	..	..	..			
..		—		..	..	..	..			
		—		..	..	..	..			
..		—		..	..	..	..			
		—		..	..	..	..			
..		—		..	..	..	..			
		—		..	..	..	..			
..		—		..	..	..	..			
		—		..	..	..	..			
..		—		..	..	..	..			

*設定された所要日数を超えた場合は遅延理由欄に該当する番号を記入してください

1. 年金記録整備・照会等に時間を要しているため
2. 必要な添付書類に不足または不備が判明したため
3. その他

*返戻した場合は処理経過欄に返戻年月日を記入するとともに備考欄に理由を記入してください

第12節 国民年金・厚生年金保険老齢給付・遺族給付裁定請求

項目訂正
取 消

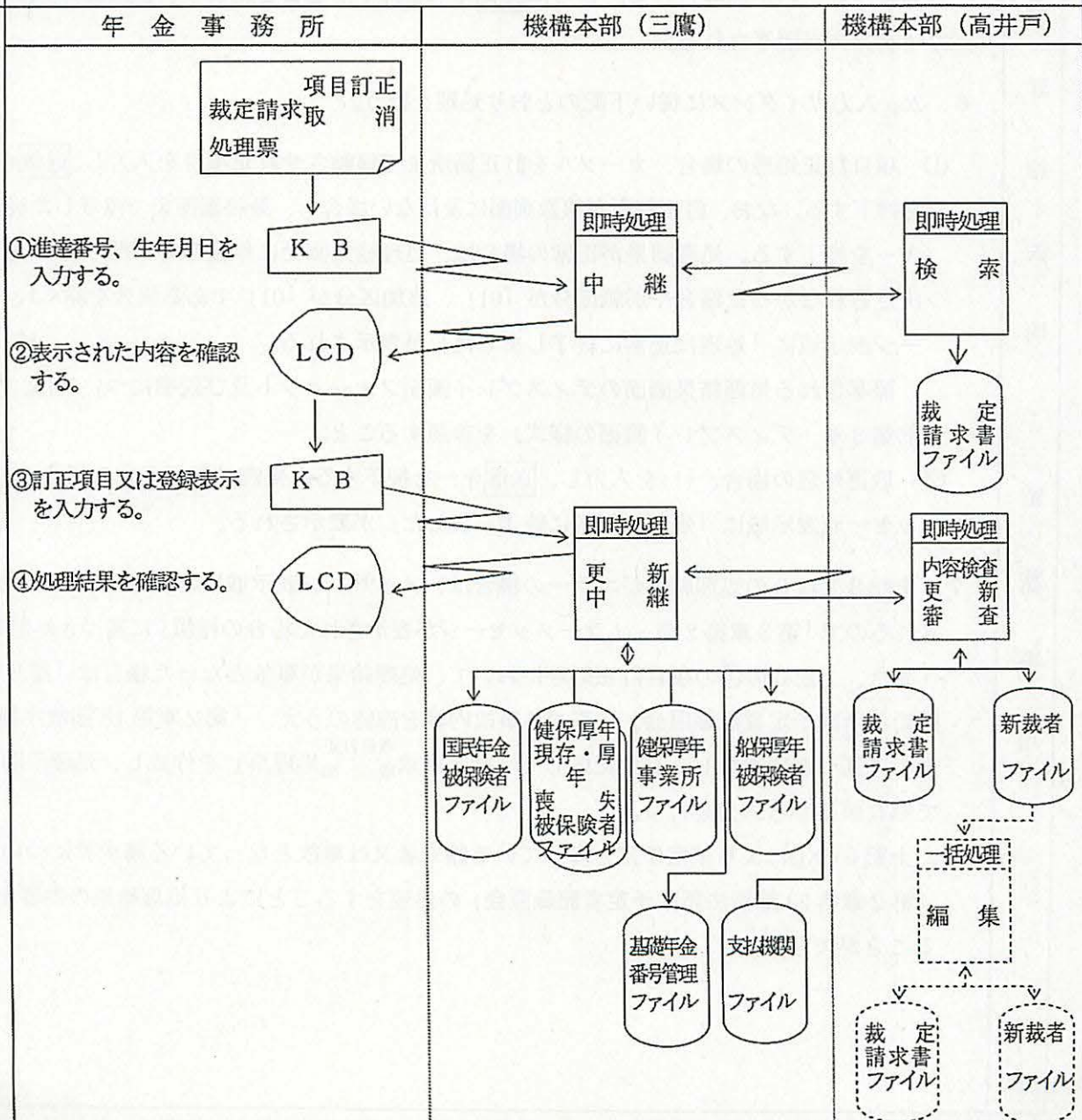
処理票の処理

処 理 名	国民年金・厚生年金保険 老齢給付・遺族給付 裁定 項目訂正 取 消 処理票	届書コード		届書		処理区分	
		711		731		項目訂正	008
		入力帳票		605		取 消	009
		入出力画面		701~706, 723~734, 755~758		頁	
出力帳票	帳 票 名	用紙	インサート セット方法	出力帳票	帳 票 名	用紙	インサート セット方法
頁				頁			

処理の概要

裁定請求項目訂正・取消処理票の内容を窓口装置から入力することにより、項目訂正処理の場合は、裁定請求書ファイルの更新を行うとともに、処理結果を窓口装置に照写する。また、取消処理の場合は、裁定請求書ファイルの更新を行う。
この際、項目訂正処理の場合は、該当する被保険者ファイルに裁定中表示の登録と削除を行い（処理結果が事故となり支給が決定されなかった場合を除く）、取消処理の場合は、該当する被保険者ファイルの裁定中表示の削除を行う。

処
理
手
順



〈処理の詳細説明〉

1. 届書処理コードの入力ガイダンス（0op 入力ガイダンス）が照写される。
2. **制度**キーを押下し、該当する制度に設定後、0op 入力ガイダンスに従い該当する届書処理コードを入力し、**届書**キーを押下することにより、1op 入力ガイダンスが照写される。
3. 1op 入力ガイダンスに従い進達番号及び生年月日を入力し、**送信**キーを押下することにより、氏名、性別、住所、配偶者氏名、入力年月日、状態表示及び追加入力件数等が照写される。
4. 照写された氏名が、処理票の内容と同一であることを確認する。
5. 照写された氏名が同一と確認された場合は、**次頁**キーを押下することにより、最初の 2op 入力ガイダンスが照写される。さらに**次頁**キーを押下することにより、次画面の 2op 入力ガイダンスが照写される。
6. 2op 入力ガイダンスに従い下記のとおり処理を行う。
 - ① 項目訂正処理の場合、カーソルを訂正箇所まで移動させ訂正項目を入力し、**送信**キーを押下する。なお、訂正箇所が複数画面に及ばない場合も、最終画面まで照写した後、**送信**キーを押下する。処理結果が正常の場合は、処理結果画面に年金額等が照写され（支給が決定されなかった場合や別紙区分が「01」、追加区分が「01」である場合を除く）、メッセージ表示域に「処理は正常に終了しました」が表示される。
照写される処理結果画面のディスプレイ画面フォーマット及び説明については、「第2部第3章 ディスプレイ画面の様式」を参照すること。
 - ② 取消処理の場合、「1」を入力し、**送信**キーを押下する。処理結果が正常の場合は、メッセージ表示域に「処理は正常に終了しました」が表示される。
7. 上記3又は6の処理結果がエラーの場合は、メッセージ表示域にエラーメッセージが表示されるので「第3章第2節 エラーメッセージが表示された場合の措置」に基づき処理を行う。
また、上記6の①の項目訂正処理において、処理結果が事故となった場合は「第2章第23節新法新裁予定者記録照会」に基づき事故内容を確認のうえ、「第2章第18節裁定等事故処理」に基づき審査をし、必要に応じて「裁定請求^{項目訂正}_{取消}処理票」を作成し、処理手順に従って窓口装置から入力を行う。
8. 上記6の①により裁定予定となっている請求者又は事故となっている請求者については、「第2章第23節新法新裁予定者記録照会」の処理をすることにより処理結果の内容を確認することができる。

処 理 の 詳 細 説 明 ・ 留 意 事 項	〈留意事項〉 1. 項目訂正処理 (1) 住所欄は部分的に訂正を行えないので、訂正する場合には、住所をすべて入力する。 (2) 別紙区分及び追加区分を訂正(「01」から「00」に訂正)する場合には、裁定請求書(別紙)又は裁定請求書(追加記録)を取り消した後に処理を行うこと。 (3) 別紙区分「01」、追加区分「01」がある裁定請求書は、当処理に引き続き裁定請求書入力完了処理(251頁参照)を行う。 なお、項目訂正により、別紙区分、追加区分が「00」又は、「スペース」のものは、裁定請求書入力完了処理は不要である。 2. 取消処理 裁定請求書(別紙)又は裁定請求書(追加記録)がある裁定請求書の取消を行った場合は、裁定請求書に付随して同一進達番号で入力されているすべての裁定請求書(別紙)、裁定請求書(追加記録)が取り消されるので留意すること。
---	---